

上下水道施設の耐震化の加速化に向けた 支援制度の拡充等について

【担当省庁】国土交通省

令和6年能登半島地震において「水」が使えることの重要性・公共性が改めて認識されたところ。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施に加え、令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえた地震対策の推進や気候変動を踏まえた浸水対策の加速化、今後増大する老朽化施設への対策等のため、以下の措置をお願いしたい。

- 改正国土強靱化基本法に基づく 国土強靱化実施中期計画を年内の早期に策定し、現在の予算規模を上回る上下水道関係予算を、継続的・安定的に確保していただきたい。
- その上で、上下水道の耐震化をより強力に加速化して進めることができるよう国庫補助制度を見直し・拡充していただきたい。

【現状・課題等】

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、復旧にも多くの時間を要しており、上下水道一体となったより効率的な復旧の必要性とともに、改めて上下水道施設の地震対策の重要性、緊急性を認識
- 能登半島地震において、必要な耐震化工事を実施済の施設においては、機能に影響を及ぼすような致命的な被害は確認されておらず、対策として概ね有効
- しかし、現行の国庫補助制度では、特に水道事業において補助の対象事業者や対象事業が限定され、また、上下水道事業に共通して交付金内示率の減少により、補助金を十分活用できない状況
- 府内の上下水道施設（市町村を含む）の耐震化状況が、国目標値や全国平均と比較して低い水準
- 京都府（市町村を含む）における上下水道施設の耐震化の状況（令和4年度末）

（1）上水道施設の耐震適合率

区分	京都府	全国平均	国目標値（※）
基幹管路	41.1%	42.3%	54%（R7）
浄水施設	73.0%	43.4%	41%（R7）
配水池	60.5%	63.4%	70%（R7）

（2）下水道施設の耐震化率

区分		京都府	全国平均	国目標値（※）
幹線管渠		32.8%	56%	64%（R7）
処理施設	揚水施設	25.9%	40%	54%（R7）
	消毒施設	29.1%		
	沈殿施設	23.3%		

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（R2.12）

京 都 府 の担当課	建設交通部 水道政策課 (075-414-4373) 下水道政策課(075-414-5210)
---------------	--

【国の事業等】

■国庫補助制度（水道事業）

- ▶ 水道事業の補助制度においては、資本単価等経営状況に関する採択基準により、対象となる水道事業者が限定される。また、補助対象事業が限定的で、メニューによっては基準事業費により対象事業費が制限される状況
- ▶ 資本単価等の補助採択基準等や補助対象事業が限定されていることにより補助金が十分に活用できないこと、また、補助率が低いことが、府内事業者が施設の強靱化を早期に進める上での阻害要因の一つとなっている。
- ▶ 水道施設の老朽化が進む中で、改築更新費が補助対象外であるため事業者単独で財源を確保し実施しており、施設の耐震化への財源が限られる状況
- ▶ 採択基準（資本単価要件等）
 - 資本単価※：90 円/㎡以上であること
 - ※（減価償却費＋支払利息＋受水分資本費）／総有収水量
 - 水道料金：1 か月に 10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高いこと（令和5年度 1,597 円）
- ▶ 交付対象：基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のみであり、延長の大半を占める配水支管が対象外
- ▶ 基準事業費：別途定める基準単価で算定する基準事業費により補助額が算定され、実際の補助対象事業費と比べ相当圧縮される。

※配水池更新事業（大山崎町の場合）

総事業費 239,000 千円 (A) 単独事業費 143,000 千円 (B)

・補助対象事業費による算定 96,000 千円 (A-B) × 1/4 (補助率) = 24,000 千円・基準事業費による算定 18,500 千円 × 1/4 (補助率) = 4,625 千円

▶ 国庫補助率

補助事業	補助率
防災・安全交付金 (旧生活基盤施設耐震化等交付金)	1/4 (重要給水施設配水管等) 1/3 (水道管路緊急改善事業)

■京都府（市町村を含む）における上下水道事業費（防災・安全交付金等）内示の状況（R6 年度）

- ▶ 上下水道事業に共通して内示率が低く財源が不足する状況

	要望額	内示額	内示率
上水道事業	760,165千円	651,604千円	86%
うち生活基盤施設耐震化等交付金(※)	674,686千円	577,515千円	86%
下水道事業	4,217,487千円	2,958,700千円	70%

※令和5年度からの厚生労働省繰越分